

# 公 告 書

公告 第 360 号  
令和 4 年 10 月 6 日

## 組合規程の一部変更について

令和 4 年 10 月 1 日から当健康保険組合の規程を以下のとおり変更する。

「個人情報保護管理規程」

1. 別表 1 健康保険組合が保有する個人情報中、「・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額」の後に「・その他被保険者等にかかる情報」、「医療費等にかかる情報」の後に「、その他被保険者等にかかる情報」を加え、「その他」を削り「申請理由等」の後に「、その他被保険者等にかかる情報」、「医師の意見にかかる情報」の後に「、その他被保険者等にかかる情報」、「出産への処置にかかる情報」の後に「、その他被保険者等にかかる情報」を加え、「請求者にかかる情報」を「その他被保険者等にかかる情報」に改め、「指導結果」の後に「、その他被保険者等にかかる情報」を加える。
2. 別表 2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的中、「・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等」の後に「・保険給付及び任意継続被保険者の保険料の還付の事務にかかる公金受取口座の情報」を加える。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

サンデン健康保険組合

理事長 大月 孝宏



# 新旧条文対照表

新 条 文		旧 条 文	
別表1 サンデン健康保険組合等が保有する個人情報		別表1 サンデン健康保険組合等が保有する個人情報	
個人情報の種類	情報の内容	個人情報の種類	情報の内容
適用関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者番号及び被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号</li> <li>・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額</li> <li>・<b>その他被保険者等にかかる情報</b></li> <li>※被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報（続柄・同居有無等）</li> <li>※任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先</li> </ul>	適用関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者番号及び被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号</li> <li>・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額</li> <li>※被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報（続柄・同居有無等）</li> <li>※任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先</li> </ul>
保険給付関連（現物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療報酬明細書（レセプト）記載情報</li> <li>【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報、<b>その他被保険者等にかかる情報</b>】</li> </ul>	保険給付関連（現物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療報酬明細書（レセプト）記載情報</li> <li>【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報】</li> </ul>
保険給付関連（現金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費、移送費関連</li> <li>【治療用器具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、申請理由等、<b>その他被保険者等にかかる情報</b>】</li> </ul>	保険給付関連（現金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費、移送費関連</li> <li>【治療用器具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、<b>その他申請理由等</b>】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金関連</li> <li>【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報、<b>その他被保険者等にかかる情報</b>】</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金関連</li> <li>【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産手当金・出産育児一時金関連</li> <li>【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報、<b>その他被保険者等にかかる情報</b>】</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産手当金・出産育児一時金関連</li> <li>【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報】</li> </ul>
保健事業関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋葬料（費）関連</li> <li>【死亡年月日、埋葬に要した費用、<b>その他被保険者等にかかる情報</b>】</li> </ul>	保健事業関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋葬料（費）関連</li> <li>【死亡年月日、埋葬に要した費用、<b>請求者にかかる情報</b>】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査、保健指導関連</li> <li>（特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコロナヘルスを含む）</li> <li>【受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果、<b>その他被保険者等にかかる情報</b>】</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査、保健指導関連</li> <li>（特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコロナヘルスを含む）</li> <li>【受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果】</li> </ul>
別表2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的 1～6（略）		別表2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的 1～6（略）	
7. 特定個人情報 番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的 【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】		7. 特定個人情報 番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的 【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等</li> <li>・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報</li> <li>・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報</li> <li>・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等</li> <li>・<b>保険給付及び任意継続被保険者の保険料の還付の事務にかかる公金受取口座の情報</b></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等</li> <li>・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報</li> <li>・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報</li> <li>・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等</li> </ul>	
【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】		【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報</li> <li>・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報</li> <li>・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報</li> </ul>	
8（略）		8（略）	
附則 この規程は、令和4年10月1日から施行する。			